

広島県告示第四百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
所在地	広島県福山市坪生町、同市坪生町一丁目、同市坪生町二丁目、同市坪生町三丁目、同市坪生町五丁目、同市坪生町六丁目、同市坪生町南三丁目、同市幕山台一丁目、同市東陽台一丁目及び同市東陽台二丁目地内	区域の名称	区域の名称
土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の区域の表示及び法
区域の名称	区域の表示の区域の表示	区域の名称	区域の表示の区域の表示及び法
仁井（三四二〇）	急傾斜地の崩壊	仁井（三四二〇）	急傾斜地の崩壊
坪生町青木（三六八八）	急傾斜地の崩壊	坪生町青木（三六八八）	急傾斜地の崩壊
坪生町青木（三六八七）	急傾斜地の崩壊	坪生町青木（三六八七）	急傾斜地の崩壊
仁井（三四二〇―一）	急傾斜地の崩壊	仁井（三四二〇―一）	急傾斜地の崩壊
松崎（二〇五〇）	急傾斜地の崩壊	松崎（二〇五〇）	急傾斜地の崩壊
松崎（三四二一―一）	急傾斜地の崩壊	松崎（三四二一―一）	急傾斜地の崩壊
松崎（三四二一）	急傾斜地の崩壊	松崎（三四二一）	急傾斜地の崩壊
池平（三四二二）	急傾斜地の崩壊	池平（三四二二）	急傾斜地の崩壊



南(一一七 九一七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	南(一一七 九一七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
池平西川(一九一一)	土石流	次の図のとおり	池平下川(一九〇)	土石流	次の図のとおり
池平西川(一九一一)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
池平西川(一九一一)	土石流	次の図のとおり	瀬戸川(八 一六六)	土石流	次の図のとおり
池平下川(一九〇)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
仁井川(八二 六五隣)	土石流	次の図のとおり	仁井川(二 八九)	土石流	次の図のとおり
仁井川(二 八九)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。